

東京圏（第40回）・関西圏（第32回）・福岡市・北九州市（第33回）・
沖縄県（第14回）・愛知県（第17回）
国家戦略特別区域会議 合同会議 議事要旨

1. 日時 令和5年3月16日（木）16:20～16:56

2. 場所 中央合同庁舎8号館8階特別大会議室（オンライン開催）

3. 出席

<自治体等>

小池 百合子 東京都知事（代理：宮坂 学 東京都副知事）

吉村 洋文 大阪府知事（代理：川平 眞善 大阪府スマートシティ戦略部
スマートシティ推進監）

高島 宗一郎 福岡市長（代理：大倉野 良子 福岡市総務企画局企画調整部国
家戦略特区等推進担当部長）

武内 和久 北九州市長（代理：森川 洋一 北九州市企画調整局地方創生S
DGs推進部長）

玉城 デニー 沖縄県知事（代理：照屋 義実 沖縄県副知事）

大村 秀章 愛知県知事（代理：松井 圭介 愛知県副知事）

木村 恵司 三菱地所株式会社特別顧問

大松 桂右 八尾市長（代理：村上 慶太郎 八尾市副市長）

石黒 佳織 あいち芸術福祉株式会社代表取締役

<有識者>

中川 雅之 国家戦略特区ワーキンググループ 座長
兼 東京特区推進共同事務局長

阿曾沼 元博 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

安藤 至大 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

安念 潤司 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

岸 博幸 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

菅原 晶子 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

堀 天子 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

本間 正義 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

安田 洋祐 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

<事務局>

淡野 博久 内閣府地方創生推進事務局長
三浦 聡 内閣府地方創生推進事務局審議官
正田 聡 内閣府地方創生推進事務局参事官

4. 議事

認定申請を行う区域計画（案）について

5. 配布資料

資料1-1 東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料1-2 関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料1-3 福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料1-4 沖縄県 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料1-5 愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料2 東京都提出資料
資料3 大阪府提出資料
資料4 福岡市提出資料
資料5 北九州市提出資料
資料6 沖縄県提出資料
資料7 愛知県提出資料
参考資料 国家戦略特別区域会議 合同会議 出席者名簿

○正田参事官 定刻となりましたので、ただいまより「国家戦略特別区域会議 合同会議」を開会いたします。

本日、岡田大臣は欠席となります。

その他の出席者につきましては、お手元の参考資料を御参照いただければと思います。

まず初めに、岡田大臣の挨拶を地方創生推進事務局長の淡野より代読させていただきます。

○淡野局長 地方創生推進事務局長の淡野でございます。私より大臣挨拶を代読させていただきます。

本日御出席いただいております自治体、事業者、特区ワーキンググループ委員の皆様におかれましては、日頃より国家戦略特区の推進に御尽力をいただきまして、心から感謝申し上げます。

さて、3月3日に「スーパーシティ等における先端的サービス等の推進に係る所要の措置」や、「国家戦略特別区域法に規定されている法人農地取得事業を構造改革特別区域法に基づく事業に移行するための規定の整備」などを盛り込んだ「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会に提出いたしました。

内閣府としては、今後も新たな規制の特例措置の創設や既存の特例措置の全国展開など、国家戦略特区を活用した規制改革の実現に向け、一層努力してまいりますので、皆様の御支援、御協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

また、民間有識者はじめ、関係各位の皆様の御協力も併せてお願い申し上げます。

さて、本日は、5区域計15事業に係る区域計画案について御検討いただきます。有意義かつ忌憚のない御議論を賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

○正田参事官 ありがとうございます。

それでは、プレスの皆様は御退室をお願いいたします。

(プレス退室)

○正田参事官 本日の議題、「認定申請を行う区域計画(案)」につきまして、事務局より御説明申し上げます。

○三浦審議官 それでは、お手元の資料でございますが、資料1-1別紙を御覧ください。

2(2)の都市計画法の特例でございます。都市再生プロジェクトは、都市計画決定までの関係機関との調整をワンストップで行うことにより、手続を迅速化するものでございます。今回は、東京都において、宮益坂地区を追加いたします。これは1ページの⑬になります。

それから、一つ上、⑰は虎ノ門・麻布台地区の既に認定されている計画でございますけれども、こちらを変更して、※印にありますように日本郵便株式会社を追加するというものでございます。

東京圏は以上でございます、次に資料1-2別紙を御覧ください。まず、2(11)家事支援外国人受入事業についてでございます。従来、家事支援活動を行う外国人材は、外交官や高度人材などの外国人に直接雇用される場合のみ入国・在留が認められてきました。本事業は家事の負担を抱える方々の支援ニーズに対応するために、家事サービスを提供する外国人材の入国・在留を認めるものでございます。今回は、事業実施区域を大阪府内の市町村全域に拡大いたします。

次に(23)工場立地法の特例でございます。本特例は、市町村の条例により、工場敷地の緑地面積率等の基準緩和を可能とし、工場新增設等の投資促進及び物流機能の強化を図るものでございます。③のところがございますように、今回は大阪府八尾市においての活用が追加されます。

次に、資料1-3別紙の1ページを御覧ください。こちらは福岡市・北九州市区域計画

ですが、2（6）国家公務員退職手当法の特例でございます。この事業は、公務員がスタートアップ企業に転職し、3年以内に公務員に再度戻った場合に、公務員としての勤続年数を通算して、退職手当に不利が生じない措置を講ずるものでございます。これによりまして、官民の人材交流が進むとともに、スタートアップ企業への人材面での支援が可能となります。今回は福岡市で公務員採用の意向を持つ御覧の8社、⑫から⑰の8社で活用をするというものでございます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。4（9）の人材流動化支援施設の設置でございます。本施設は、スタートアップ企業が行う事業の実施に必要な人材確保を支援するために、創業者に対する採用面での支援や、就労を希望する者に対する就職の援助を行うものでございます。具体的には、主に創業者等と、民間企業及び公務員等の専門的知見あるいはスキルを有する人材のマッチング支援や関連する制度、創業者及び人材交流の機会等についての情報提供等を行います。今回は、北九州市内において、「北九州市イノベーション人材マッチング支援センター」を設置いたします。

次に、資料1－4別紙を御覧ください。5（1）特産酒類の製造事業についてでございます。通常、酒類の製造免許の取得には、1年間の製造見込み数量が一定量以上であることが必要ですが、本特例の活用により、地域の特産物を原料として製造する果実酒またはリキュールについて、製造免許取得の基準となる最低製造数量の適用を一定要件の下、引き下げることが可能となります。今回、沖縄県において本特例を活用し、恩納村の特産物であるやまぶどうを原料とした果実酒やリキュールの提供・販売を通じて、地域ブランドの創出を促進し、地域資源を活用した観光ビジネスの振興を図ります。

最後に、資料1－5別紙を御覧ください。2（18）課税の特例措置についてでございます。本特例措置は、特区内において特定事業を行う株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定額を控除できるものになります。今回は、あいち芸術福祉株式会社が本特例措置を活用し、愛知県名古屋市内において、障害者アートの中核となる芸術産業の国際的な経済活動拠点の整備を行います。これにより、創業及び雇用が促進され、産業の国際競争力の強化や国際的な経済活動の拠点の形成につながることを期待されます。

事務局からは以上でございます。

○正田参事官 次に、東京都より順番に御発言をお願いいたします。

それでは、まず、東京都、宮坂副知事、よろしくをお願いいたします。

○宮坂副知事 それでは、資料2の東京都提出資料2ページ目を御覧ください。

都市再生の推進です。都市計画法の特例を活用し、国際競争力強化に資する宮益坂地区のプロジェクトを進めます。当地区では、歩行者ネットワークの結節点となるアーバン・コアや、大山街道と沿道が一体となったにぎわいのある空間など、渋谷駅周辺エリアの発

展を支える都市基盤の整備に取り組みます。あわせて、更なるイノベーションを創出する産業育成支援施設や、国内外の多様な来訪者、イベントに対応するホール、宿泊滞在施設の整備を進めてまいります。

虎ノ門・麻布台地区は、既に認定を受けている地区となりますが、共同で整備事業を実施する日本郵便株式会社を実施主体として追加します。

東京都は、国際的な都市間競争を勝ち抜くため、今後とも国家戦略特区を積極的に活用してまいります。

私からは以上となります。

○正田参事官 続きまして、三菱地所株式会社、木村特別顧問、よろしくお願ひいたします。

○木村特別顧問 ありがとうございます。三菱地所の木村でございます。

東京都の都市再生につきましては、今回、国際競争力強化に資する二つのプロジェクトを推進いたします。これらのプロジェクトによりまして、駅周辺エリアの発展を支える都市基盤を整備するとともに、イノベーションを創出する産業育成支援施設などを整備してまいります。

今後も、都市計画法の特例等の特区を徹底活用し、東京都における都市の魅力向上に貢献していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○正田参事官 続きまして、大阪府、川平スマートシティ戦略部スマートシティ推進監、よろしくお願ひいたします。

○川平推進監 大阪府スマートシティ推進監の川平です。

大阪府提出資料の2ページ目を御覧いただきたいと思います。家事支援外国人受入事業について御説明いたします。2016年に大阪市で開始して以降、2019年に3市、2020年に4市を実施区域に追加したところがございますが、このたび新たに35市町村を追加いたしまして、実施区域を大阪府全域へ拡大いたします。

続きまして、3ページ目を御覧ください。工場等新增設促進事業について御説明いたします。本特例は、昨年度、本府の堺市、泉大津市が認定をいただいておりますが、今回新たに八尾市が本特例を活用いたします。詳細につきましては、後ほど八尾市から御説明いたします。

大阪府としましては、引き続き、このような規制改革メニューを積極的に活用し、大阪産業の更なる成長発展と地域の活性化に取り組んでまいりたいと存じます。

私からは以上でございます。

○正田参事官 続きまして、八尾市、村上副市長、よろしくお願ひいたします。

○村上副市長 八尾市副市長の村上です。

八尾市では、既存工業用地の再投資促進を目的に、工場立地法に規定する緑地面積率を緩和し、工場の流出抑制を図るとともに、ゼロカーボンシティやおの実現に向け、事業者の環境貢献活動の更なるチャレンジを促進いたします。

以上です。

○正田参事官 続きまして、沖縄県、照屋副知事、よろしくお願ひいたします。

○照屋副知事 皆様、こんにちは。沖縄県副知事の照屋と申します。本日は玉城知事が別公務のために代理で出席させていただいております。

今回、沖縄県からは、1事業の区域計画追加がございます。沖縄県提出資料の2ページ目をお開きください。恩納村ワイン・リキュール特区についてでございます。こちらは恩納村において特産物として指定された沖縄在来種でありますリュウキュウガネブ種のヤマブドウを原料としたワインまたはリキュールを製造しようとする場合の製造免許取得に係る製造量の要件を緩和することで、地域の強みを生かした観光ビジネスモデルの創出に寄与するものでございます。

本日御出席の皆様におかれましては、沖縄県の取組に対しまして御理解と御支援のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○正田参事官 続きまして、愛知県、松井副知事、よろしくお願ひいたします。

○松井副知事 愛知県副知事の松井でございます。

資料7の2ページ目を御覧ください。今回の認定申請は、障害者雇用のコンサルティング等を行うあいち芸術福祉株式会社に対し、国家戦略特区版エンジェル税制の活用を求めるものでございます。

同社は、障害者アートの国際拠点を目指し、作品を常設展示するとともに、その取組を国内外へ発信するギャラリーを新たに整備し、障害者アーティストなどの雇用を創出します。特例の活用により同社の資金調達の円滑化が期待されます。愛知県では、こうした取組を後押しし、国内外からのアート観光を呼び込むことで、国際的な経済活動の拠点の形成を図ってまいります。よろしくお願ひいたします。

○正田参事官 続きまして、あいち芸術福祉株式会社、石黒代表取締役、よろしくお願ひいたします。

○石黒代表取締役 あいち芸術福祉株式会社の石黒と申します。

今回、障害者アーティストの活躍の場を広げたいと思い、この事業を計画しました。総事業費約2800万円のうち、2割程度が個人投資家からの投資と見込んでいます。今後、この事業で整備するギャラリーを拠点に、この地域の活性化とアーツ雇用の促進に努めてまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○正田参事官 続きまして、福岡市、高島市長、よろしくお願ひいたします。

○大倉野部長 福岡市でございます。本日、市長の高島が議会の関係で急遽欠席することとなりましたため、総務企画局企画調整部国家戦略特区等推進担当部長の大倉野が代読させていただきます。

資料4を御覧ください。1枚おめくりください。福岡市では、この1年間、条例に基づく退職手当の特例について職員向けの制度説明会や企業とのマッチングなどに取り組んでまいりましたが、このたび新たに福岡市職員が特例を活用してスタートアップ企業に転職することとなりましたので、御報告いたします。

また、計画認定として新たに8社の活用をお認めいただきたいと考えております。

1枚おめくりください。新たに2件の規制改革提案をさせていただきます。国家公務員の退職手当の特例について、今回多くの企業からお話を伺う中で、創業5年未満の企業に限られるために認定申請を諦めた事例や、設立時点で事業所得を得ていたなど、人材確保とは直接関係がないようにも思われる要件によって、認定申請を断念した事例などがございました。このため、スタートアップがより活用しやすく、さらにはリボルビングドアを推進する制度となるよう、要件緩和を提案いたします。

1枚おめくりください。創薬分野や有機ELディスプレイの高性能化に有用な重水素を含む製品の輸出については、1回に輸出する量によって包括的な輸出許可のハードルが上がるという実態がございます。これらについて、いわゆるディープテック系のスタートアップなどの国際競争力の強化を図るため、品目、相手方等が同じであれば、輸出量に限らず同一の許可要件とすることを提案いたします。

福岡市からは以上です。

○正田参事官 続きまして、北九州市、武内市長、よろしく願いいたします。

○森川部長 北九州市企画調整局地方創生SDGs推進部長の森川でございます。本日は市長の武内が出席を予定しておりましたが、市議会の都合により出席できないこととなりました。皆様には誠に申し訳ございませんが、市長に代わりまして、私のほうから発言させていただきます。

資料5を御覧ください。北九州市は昭和38年に五つの市の合併により誕生してから本年2月10日に市制60周年を迎えました。北九州市は平成28年に国家戦略特区に指定されて以降、16の特例を活用しながら23の事業を実施してまいりました。引き続き、国家戦略特区を活用しながら、未来へつなげる地方創生を推進してまいります。

岡田大臣をはじめ、内閣府の皆様方、特区ワーキンググループ有識者の皆様方、特区自治体の皆様方には、今後ともよろしく御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げます。

次のページを御覧ください。今回は特区メニュー、人材流動化支援施設の設置を活用した北九州市イノベーション人材マッチング支援センターの設置について、区域計画の認定を申請いたします。本センターは、民間事業者が北九州市八幡西区にある大型ショッピング

グセンターの一部をリニューアルし、本年秋頃の開業を目指しているイノベーション施設内に設置する予定です。このイノベーション施設に集うスタートアップ企業や起業家などを中心に、本センターが人材マッチングの支援を行うことにより、スタートアップ支援はもとより、首都圏などからの移住促進も図ってまいります。

今後とも、同じ区域でタグを組む福岡市、高島市長と共に、地域経済を牽引するダブルエンジンとなれるよう、スタートアップ支援をはじめ、国家戦略特区を推進してまいります。

本件につきまして、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○正田参事官 ありがとうございます。

続きまして、民間有識者の方々から御意見を伺いたいと思います。

中川委員、阿曾沼委員、安藤委員、安念委員、岸委員、菅原委員、堀委員、本間委員、安田委員の順でお願いしたいと思います。

それでは、まず最初に、中川委員からお願いいたします。

○中川委員 中川でございます。

特区自治体の皆様、それから事業者の皆様、積極的な御提案をどうもありがとうございます。国家戦略特区につきましては、御存じのとおり規制緩和が効果を発揮するか、あるいは課題が発生しないかというものを見極めるその実験でございます。したがって、例えば今回御提案いただいた大阪府の家事支援外国人の実施区域の拡大、これは大阪府全域に拡大していただいたわけですが、それによって様々な環境の市町村でこの規制緩和が効果があるのか、そういったようなデータを集めることができることにつながると考えております。非常に有意義で、全国展開に大きな材料を提供いただける御提案ではないかなと考えています。

都道府県のような広域自治体様におきましては、そのような適用地域の拡大ということにつきましても、是非取り組んでいただきたいと存じます。

私からは以上でございます。

○正田参事官 ありがとうございます。

続きまして、阿曾沼委員、よろしくお願いいたします。

○阿曾沼委員 順天堂大学の阿曾沼でございます。

各自治体の方々には本当に積極的に御提案、そして実施をしていただき、成果が一つ一つ見えてきているということに関して、大変感謝を申し上げます。

中川座長がおっしゃった大阪の件、今後の全国展開への道筋を付けていく上でも非常に重要なポイントだったと思います。

それから、沖縄県の恩納村、愛知県、色々な地域の全ての提案が、現地、現物、現場主

義に根差し、現場ニーズをきちんと吸い上げてプロジェクト化し、それを実施していく。それによって地元密着、そして地元貢献に資する、そういった成果がまた全国に展開していくという道筋を作れることを実証されておられると思っております。

引き続き、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○正田参事官 ありがとうございます。

続きまして、安藤委員、よろしくお願ひいたします。

○安藤委員 日本大学の安藤です。よろしくお願ひします。

人口減少社会における経済活動の活性化や人々の生活水準の維持向上、これらの観点から、今回、いずれも社会的にも非常に有益な取組が行われていると思っております。関係者の皆様の御尽力に感謝しております。

具体的には、東京における都市の再生、関西における家事支援や工場新增設など、いずれも今後積極的な取組を通じて規制緩和の効果、そして課題が的確に把握され、結果的に他地域にも波及していく、よいプロセスになることを期待しています。

私からは以上です。

○正田参事官 ありがとうございます。

続きまして、安念委員、よろしくお願ひいたします。

○安念委員 中央大学の安念と申します。

今回のいくつかの御提案を伺いまして、まちづくり、ものづくり、ひとづくりと3拍子そろったなという深い印象を持ちました。いずれも安藤委員がおっしゃるように、極めて有益な御提案であったと思ひます。

とりわけ私が印象深かったのは、沖縄県さんのリキュールの最低製造数量の問題です。元々酒税法というのは酒税を確保することが目的の法律でありますために、酒類製造業の免許についてもサステナブルといいましようか、事業の継続性というものを重んじますので、どうしても最低製造数量は厳格に守らなければいけないという運用がなされてきたと思ひます。それに果敢にチャレンジされて、地方の特産物を生かすという御提案にこぎ着けられたことに非常に感銘を受けました。どうもありがとうございました。

○正田参事官 ありがとうございます。

続きまして、岸委員、よろしくお願ひいたします。

○岸委員 慶應大学の岸です。皆さん、御苦労さまです。

何というのか、要は、本来は今の経済の状況を考えると、もっともっと改革を進めないといけないタイミングだよねと。その中で残念ながら政権全体としては、ほかの課題が忙し過ぎて、なかなか思い切った改革を進められない状況にある中で、ある意味でこの国家戦略特区がこういった改革の一番の先兵の役割を、元々制度創設時からそういう役割が期待されているのですけれども、より一層今強く期待されているのではないかなと思ひます。

そういう観点から考えますと、今回の各自治体の提案、内容は当然、各先生がおっしゃったように非常に重要な方向であると思っておりますので、とにかくこの内容でどんどんエリアを広げていって、最終的に全国展開に早めに持っていくということが必要で、その意味で基礎自治体と都道府県がより一層連携して、もっともっとエリアの展開を広げていく。それができそうな段階では、さらにまた次の新しい取組もどんどん組成していくという形で、本当に改革がどんどん進む一番の制度、舞台装置としても特区を活用していただくのが重要だと思っておりますので、引き続き皆様の自治体の頑張りを心から応援したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○正田参事官 ありがとうございます。

続きまして、菅原委員、よろしく願いいたします。

○菅原委員 ありがとうございます。経済同友会の菅原と申します。

今回も各区域の自治体、企業の皆様には、国家戦略特区を積極的に御活用いただいていることを深く感謝申し上げます。

福岡市からは新規提案もいただいておりますが、従来のメニューに加えて、新たなテーマ、事業を展開していくことも大変重要なことと思っております。今回も複数の自治体でまちづくりの領域での特区の活用を多数いただいておりますが、都市計画法などの活用により、都市地域の競争力向上、活性化に向けても大切なメニューですので、引き続き御活用いただきたいと思います。

また、地方創生のみならず、当初この法律の目的が、大胆な規制制度改革により、世界で一番ビジネスがしやすい環境を創出することを目的にしておりますので、各地域の国際競争力向上に向けて、引き続き御活用をいただきたいと思います。

一方、地域のニーズ、課題に対応することはもちろん重要なこととございまして、加えて、新たな住民のニーズの掘り起こしもしていただきたいと思います。

大阪府からの家事支援外国人受入事業、こちらをととても評価させていただいております。この事業メニューを作成する際は産みの苦しみを経て大変苦労した記憶がございます。今、少子高齢化の中で働き手の問題等も出てきている中で、子育て支援、女性活躍など幅広いニーズに応えていくものですので、大阪府のみならず、府全体に広げていくということが非常に重要で、かつ、是非こうした結果を蓄積して、エビデンスベースでこの効果、成果を示していただければと思っております。

本日は、各地域の皆様、御提案をどうもありがとうございました。

○正田参事官 ありがとうございます。

続きまして、堀委員、よろしく願いいたします。

○堀委員 御説明ありがとうございました。各地域からの御提案、各事業者様からの御提案、いずれも非常に重要なテーマであると拝察しております。様々な御提案をいただいた

ことに対して大変感謝申し上げます。各委員の先生方からそれぞれ御指摘いただいた点がございましたけれども、私のほうで補足して2点、印象に残った点ということで申し上げます。

一つは特区版のエンジェル税制を活用された愛知県の事例でございますけれども、国家戦略特区版のエンジェル税制を活用いただき、障害者雇用、それからアートという二つの観点から地域発信で国内外へ発信される、非常に好事例に使われているというような印象がございました。こうした優遇の活用の仕方があるということは是非全国でも知って、様々な御提案がなされることを期待しております。

もう一点は、福岡市の退職手当の特例の要件緩和の御説明の中で、リボルビングドアとして機能していると言える事例も出てきているというようなお話がございましたほか、北九州市の人材マッチング支援センターの事例の御紹介がございました。イノベーション推進にとって人材が重要で、よい企業とよい人材がマッチングすることが非常に大事であるというふうに考えております。こうした事例を後押しするような制度改正、緩和ということがなされることを期待しており、いずれも地域発信でこうした事例、特区を活用したよい事例が出てきていることについて、大変ありがたく思っているところでございます。

以上でございます。

○正田参事官 ありがとうございます。

続きまして、本間委員、よろしくお願ひいたします。

○本間委員 アジア成長研究所の本間です。

ほかの委員がおっしゃるように、今回も非常にいい提案が出されて、特区の活用に御尽力されていることに敬意を表したいと思います。

複数の委員の方の言及もありましたけれども、沖縄県の恩納村のワイン・リキュール特区、これは素晴らしいと思っております。ヤマブドウに着目したという着眼点と、それから、今後、インバウンドがまた再開されて、外国人の訪日も増える中で、沖縄の魅力を伝える非常に大きな柱の一つになっていくのではないかなと期待しておりますので、農業の6次産業化の推進ということと併せて、地域振興と二重三重の効果が期待できると思っております。

それから、今日は御欠席ですが、北九州市の武内市長は、新たに市長になられて、今回も積極的な御提案をいただきましたけれども、これまで以上に益々特区を活用して積極的に取り組んでいただけることを期待したいと思います。

以上です。

○正田参事官 ありがとうございます。

続きまして、安田委員、よろしくお願ひいたします。

○安田委員 皆さん、本日はお忙しい中お集まりいただき、どうもありがとうございます。

政府系ないしは地方自治体系のこういった集まりで、あまり明るい話を聞くことはなかなかないような気がするのですけれども、今回は皆さんから国家戦略特区を活用した様々な取組の実績、またその実績に基づいた地域の拡大であったり要件の緩和、また新たな御提案と、様々な形で多種多様な制度を生かした実例というのが挙げられていて、とても勇気付けられました。

規制をめぐる議論というのは、ややもすると高所大所からの理屈で、この規制が必要であるか、そうではないかという議論が交わされがちなのですけれども、こういった皆さんの実績ですね。まさに百聞は一見にしかずという形で着々と成果を上げられている、そういった取組の姿勢に深く感銘を受けました。

具体的なプロジェクトについて、私自身が大阪大学でマッチングとか戦略的な駆け引き、読み合いみたいな研究をやっているのもあるので、福岡市・北九州市の人材マッチングに関する取組というのに興味を抱きました。日本企業の多くは、物ですね、例えばサプライチェーンの最適化とか資源の有効活用みたいなものには目を向けるケースが多くても、人をどうやって有効活用するかについては注目できていない。新しい人を雇ってくるとか、ゼロから1を生み出すのではなくて、今いる人材をどう活用するか。それは地域全体かもしれないし、組織の中でもそうかもしれません。そういった今ある資源の総量は変えないのだけれども、組み合わせ方、活用の仕方を変えて生産性を高めたり、モチベーションを改善する。そういったことにつながる取組になるのではないかというふうに勝手ながら期待をしております。

今、直接言及した2自治体以外の皆様も含めて、今後も積極的に国家戦略特区を活用いただいて、また次のこの区域会議で新たな実例であったりとか、新たな意欲的な御提案をお待ちしております。

以上になります。

○正田参事官 ありがとうございます。

本日の会議全体につきまして、御意見がございましたら、お願いいたします。御発言のある方は挙手をお願いいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ただいま御審議いただきました区域計画（案）につきまして、本日の区域会議で決定し、申請の手続を進めたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

（首肯する委員あり）

○正田参事官 ありがとうございます。

申請について御了承いただきましたので、速やかに手続に入らせていただきます。

最後に、地方創生推進事務局長の淡野より発言させていただきたいと思います。

○淡野局長 本日は活発な御議論をいただき、誠にありがとうございました。首長自ら先

頭に立たれ、積極的に規制改革メニューを活用していただき、感謝を申し上げたいと思います。

本日の会議では、東京都の「都市計画法の特例」、大阪府の「家事支援外国人受入事業」及び「工場立地法等の特例」、福岡市の「国家公務員の退職手当法の特例」、北九州市の「人材流動化支援施設の設置」、沖縄県の「酒税法の特例」、愛知県の「個人投資家向けの課税の特例」について、区域計画（案）を御議論いただきました。区域計画（案）につきましては、速やかに国家戦略特区諮問会議にお諮りし、認定の手続きを進めてまいりたいと存じます。

今後とも、自治体及び事業者の皆様におかれましては、規制改革による地方創生を加速するため、積極的な改革の提案、特区メニューの更なる活用をよろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

○正田参事官 ありがとうございました。

合同区域会議を以上で終了したいと思います。本日は大変ありがとうございました。